



幼保連携型認定こども園  
**すばるこども園**  
入園に関する重要事項説明書

すばるかい

社会福祉法人 健晴会

すばるこども園は、入園者の子ども・子育て支援新制度に基づく支給認定証の内容を確認した上で、保護者(利用者)は、以下の各事項に同意を頂き、同意書へ署名捺印をお願いします。

## 1. 事業運営主体

名称	社会福祉法人 健晴会（すばるかい）
所在地	小郡市大保 960 番地
電話番号	0942-23-0375
理事氏名	片根 暢宏

## 2. 事業所の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	すばるこども園
施設の所在地	小郡市大保 960 番地
連絡先	TEL：0942-23-0375 / Fax：0942-23-0371
管理者	園長 片根 暢宏
利用定員	○2号・3号認定 110名 0歳児12名・1歳児18名・2歳児20名 3歳児20名・4歳児20名・5歳児20名 ○1号認定 10名(3・4・5歳児 各3～4名程度ずつ)
開設年月日	2012年4月1日

## 3. 運営方針

### 〈理念〉

健やかな体・豊かな心・考える力を育み、共に育ち合う教育・保育の実践

### 〈方針〉

- ① 教育・保育に関わる専門職同士がそれぞれの専門を活かし、自己研鑽に努めながら、教育・保育の質を高める。
- ② 子どもの24時間の生活を視野に入れ、家庭との連携を密にし、保護者の思いに共感しながら養育力の向上を支援する。
- ③ 子どもと一緒に遊び、子どもと一緒に考え、子どもと一緒に創造する教育・保育の実践を重視する。
- ④ 異年齢クラスでの活動を通して、子ども同士の育ちを重視する。

### 〈目標〉

- ① 「自分でやってみよう」と意欲が持てる子ども
- ② 自分の思いを行動やことばで伝えることができる子ども
- ③ 思いやりと感謝の気持ちが持てる子ども
- ④ 命の大切さを感じることができる子ども

#### 4. 職員体制

理事長：1名 / 園長：1名 / 主幹保育教諭：2名

保育教諭：15名（定員数による最低基準）+  $\alpha$

栄養士：2名 / 調理員：3名

看護師：1名 / 保育補助（必要に応じて配置）

子育て支援センター：2名 / 一時預かり：2名

※職員数は、園児数に応じて変動します。

#### 5. 教育・保育を提供する日

○1号認定：月曜日から金曜日

※土・日曜日、祝祭日

夏季休暇（8/10～8/15）・冬期休暇（12/29～1/3）…休園

○2・3号認定：月曜日から土曜日

※日曜日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）…休園

※その他、災害や感染症拡大等の状況に応じて、臨時休園の可能性あり。

#### 6. 教育・保育を提供する時間

○1号・新2号認定：8：30～15：30（新2号…1号認定の中で保護者就労の場合）

7：30～8：30・15：30～16：30（1回450円）※新2号補助有

16：30～ ※1号利用不可

16：30～18：30（30分150円）※新2号実費にて利用可

18：30～ ※新2号利用不可

○2・3号認定標準時間：7：30～18：30

18：30～19：00（1回300円）

2・3号認定短時間：8：30～16：30

7：30～8：30・16：30～18：30（30分150円）

18：30～19：00（1回300円）

※土曜日は18：30以降の延長保育なし。

※延長料金は、月末締・翌月徴収(引き落とし)となります。

◇実際に保育を提供する日及び保育必要時間は、基本的には就労時間と通勤時間を勘定したものであることをご理解ください。

## 7. 土曜保育について

土曜登園をする場合は、前月 15 日までに“土曜登園表”をご提出ください。

※食材準備の関係上、必ず期日までにご提出ください。

## 8. 慣らし保育について

新入園児は、集団生活や新しい環境に慣れるため、保育時間を少しずつ長くしていきます。

- ・第 1 週目 9：00～11：00
- ・第 2 週目 9：00～13：00（3 歳以上児は 13：30）
- ・第 3 週目 9：00～15：00（3 歳以上児は 15：30）
- ・第 4 週目 通常保育

## 9. 提供する教育・保育の内容

- 子ども主体の教育・保育
- 一人ひとりの子どもがそれぞれに力を発揮できる環境での教育・保育
- 一人ひとりの発達過程や個人差を尊重した教育・保育
- 集団への活動を通して、友だち関係や社会性を育む教育・保育
- 3～5 歳児は縦割り保育

〈毎日の流れ〉

時間	乳児（0・1・2 歳児）	幼児（3・4・5 歳児）
7：30	開園／標準保育時間開始 順次登園・朝の身支度 自由あそび	開園／標準保育時間開始 順次登園・朝の身支度 自由あそび
8：30	短時間保育開始 順次登園・朝の身支度 自由あそび	短時間・1 号開始 順次登園・朝の身支度 自由あそび
9：40	ラジオ体操 朝の集まり ・出欠確認 ・読み聞かせ 等	ラジオ体操 朝の運動 （マラソン・器具運動 等）
10：00	おやつ	朝の集まり ・出欠確認、シール貼り ・読み聞かせ 等
10：30	設定保育 ・運動あそび ・製作あそび	年齢別領域 ・体育 ・音楽 ・製作 ・英語 ・文字 ・ことば等
10：40	・リズムあそび 等 自由あそび	
11：00	着替え・給食準備	
11：30	給食	

12:00	午睡	着替え・給食準備 給食
14:00		※3歳児のみ午睡
15:00	起床・おやつ	起床（※3歳児のみ） おやつ
15:30	降園準備	降園準備 ※1号降園
16:00	帰りの集まり 順次降園	帰りの集まり 順次降園
16:30	短時間降園	短時間降園
18:30	降園 延長保育開始	降園 延長保育開始
19:00	閉園	閉園

## 10. 保育料の納入について

小郡市が定める保育料を園指定のアプリにて、口座登録後毎月20日前後に引き落としになります。（毎月、手数料96円がかかります。）

※2か月分滞納された場合は、市との協議の上、施設利用ができなくなる場合があります。

## 11. 食事について

### (1) 給食について

- ・自園給食
- ・毎月、栄養士による献立作成
- ・給食費 0・1・2歳児…無料（保育料に含まれているため）  
3・4・5歳児…〔1号認定〕毎月5,000円  
（主食代1,000円 副食費4,000円）  
〔2号認定〕毎月6,000円  
（主食代1,500円 副食費4,500円）  
※毎月、引き落とし

◎12:00以降の登園場合は、食品衛生上、給食の提供はできませんのでご了承ください。

### (2) アレルギー対応について

アレルギーのあるお子様については、下記の書類を提出ください。

- ・食物除去の指示書（診断書）
- ・除去食品一覧表
- ・食物アレルギー対応食申込書

### (3) お弁当について

- ・毎月1回、愛情弁当の日があります。  
※日程については、毎月のお便り・園掲示板でご確認ください。
- ・第5土曜日に土曜保育を利用する方は、お弁当をご持参ください。

## 1 2. 使用済みおもむつの処理について

厚生労働省が実施した、使用済みおもむつの処理状況の結果を踏まえ、保護者の持ち帰り負担と保育士の業務軽減、感染対策等を目的として、使用済みおもむつは園で処理します。

○おもむつの処理費用は、保護者負担となります。

- 0・1歳児…1,000円／年
- 2歳児…500円／年

○毎年、4月当初に現金で徴収致します。

## 1 3. 準備するもの

〔入園・進級時〕

- ・保育台帳（住所・連絡先・緊急連絡先等記入）
- ・午睡用布団 0・1・2歳児…お昼寝布団セット  
3歳児…敷きパット、掛け布団

〔毎日〕

- ・連絡帳（朝の体温・お迎え時間等記入）
  - ・着替え、給食時に必要なもの
- ※詳細は別紙参照

〔服装〕

- ・動きやすく、着脱しやすい服装  
（紐やフード、スカート等引っ掛かりやすい服は避けるようにお願いします）
- ・髪の毛が長い子どもは、必ず結ぶ  
（ケガ・トラブル防止のため、飾りのついていないゴムを使用してください）
- ・3・4・5歳児は、スニーカーを置き靴としてお預かりします。

〔持ち物〕

- ・各自、子どもが出し入れしやすい鞆・リュックに必要な荷物を入れて持たせてください。
- ※玩具やキーホルダー等は鞆につけたり持たせたりしないでください。

#### 14. 登降園について

- ・保護者の責任のもと、送迎をお願いします。
- ・代理の方が送迎される場合は、事前に連絡ノートや電話等で続柄とお名前をお知らせください。  
※事前連絡がない場合は、お子さまの引き渡しができまませんので、ご了承ください。
- ・門の開門は、7:30からです。  
※登降園の少ない9:30~16:30までは、防犯のため門を施錠しておりますので、閉時には、インターホンでお知らせください。
- ・玄関に職員が不在の時は、事務室か近くのクラスにお声がけください。
- ・園舎前の道路・駐車場内は徐行(20 ㎞)運転をお願いします。
- ・園舎東側の道路(農道)は通行禁止です。
- ・登園時間が9:30を過ぎる場合は、必ず事前に連絡をお願いします。  
※当日9:30までにご連絡がない場合は、園から出欠確認の連絡をさせていただきます。

#### 〔駐車場について〕

- ・安全確保のため、矢印に沿って一方通行をお願いします。
- ・車から離れる場合は、エンジンを切って必ず鍵をかけて駐車してください。
- ・路上駐車や、進路途中での駐停車は危険ですので、ご遠慮ください。
- ・お子様の送迎後は、速やかに車の移動をお願いします。
- ・駐車場では、保護者の責任の下、必ずお子様の手を繋いでください。
- ・駐車場での事故は、責任を負いかねますので、ご了承ください。

#### 15. 保健衛生について

下記の症状がある場合は、必ず医師の診断を受けてから、登園の有無を確認してください。

- ・登園前に、37.5度以上の発熱がある場合
- ・登園前に、下痢・嘔吐等の症状がある場合
- ・湿疹や蕁麻疹等がひどい場合

※お子様の体力の回復、病状悪化防止、感染拡大防止のため、発熱後は安静にし、解熱後24時間は再熱がないかをご自宅で確認してからの登園をお願いします。

※予防接種を受けた日は、副反応が出る場合がありますので、登園を控えてください。

#### 〈感染症にかかったら…〉

- ・医師の診断に従い、感染症の拡大を防ぐためにも自宅療養をお願いします。
- ・医師により、登園の許可がおりたら“登園許可書”の提出をお願いします。

※“登園許可書”は玄関の引き出しにあります。

○年に2回 内科検診・歯科検診・尿検査 園で実施。

※未受診、再検査等は、各家庭で指定医に受診していただきます。

#### 16. 嘱託医

	医療機関名	住所	電話番号
内科	名称：倉岡医院 医院長名：倉岡 圭	小郡市三沢 3949-7	0942-75-5111
歯科	名称：ひらた歯科クリニック 医院長名：平田 一浩	小郡市小坂井字原口 438-1	0942-73-1020

※以上の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

#### 17. 地域防災拠点、広域避難場所

	施設名	住所	電話番号
地域防災拠点	大原小学校	小郡市大保 1394	0942-72-5500
避難場所	(地震)大原小学校	同上	同上
	(水害)ひまわり館東野	小郡市三沢 83-1	0942-75-7066

※状況に応じて、避難場所が変わることがあります。

#### 18. 緊急時における対応

教育・保育中に子どもの健康状態の急変、その他の緊急事態が生じた時は、保護者があらかじめ指定している緊急連絡先に連絡します。

また、嘱託医または子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任をもって然るべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

◎近隣の緊急連絡先↓

小郡警察署	小郡市大板井 234-1	0942-73-0110
(久留米広域消防本部) 三井消防署	小郡市大板井 279-2	0942-72-5101

#### 19. 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難訓練及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

保護者の皆様には、園で契約しております一斉メールに登録していただき、緊急の場合は、メールまたは電話にて早急に連絡します。

## 20. 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

・受付方法…面接・電話・文書等の方法により、相談・苦情を受け付けています。

・相談・苦情受付担当者：片根 瑞恵（主幹保育教諭）

TEL0942-23-0375

・相談・苦情解決責任者：片根 暢宏（園長）

TEL0942-23-0375

・第三者委員：藤吉 宏(公務員)

TEL0942-73-5842

嶋津 雄一(会社員)

TEL0942-72-7734

・上記以外の窓口：福岡県運営適正委員会

TEL092-915-3511 Fax092-584-3790

(福岡県社会福祉協議会 地域福祉課 権利擁護センター)

## 21. 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の措置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じています。

## 22. その他利用料

項目（内容・負担を求める理由及び目的）	金額
印刷費（園だより・配布物等）	1,200 円／年
保護者会費（行事のお土産等）	1,000 円／年
園帽子	1,300 円／個
連絡帳（0・1・2 歳児）	200 円／冊
連絡帳（3・4・5 歳児）	300 円／冊
その他学年による教材費	※注文書参考

※4月10日までに、当園に現金にてお支払いいただきます。

### 23. 利用の開始・終了に関する事項

1. 本園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。
  - (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
  - (2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があった時とき。
  - (3) 市が本園の利用継続が不可能であると認めたとき。
  - (4) その他、利用の継続において重大な支障又は困難が生じたとき。  
(保育料の滞納が続いたとき等)
2. 退園又は休園しようとする教育標準時間認定子どもの保護者は、理由を記して園長に願い出るものとする。

### 24. 個人情報の保護について

当園は、就業規則で個人情報保護の規定を定めており、これに従い教育・保育の提供にあたって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

また、園行事等に保護者の皆様が撮影された写真・動画に関しても、お子さま以外の園児が写っている写真等はSNS等に掲載しないでください。

園が関係する園だより、パンフレット、ホームページの掲載やテレビ等に出演する場合がございます。それに伴う写真・動画掲載の可否について同意をお願いします。